

お取引時の確認の変更について

株式会社SBJ銀行(本店:東京都港区、代表取締役社長:晋玉童)は、2016年10月1日(土)よりお取引時の確認の方法を一部変更いたしますので、お知らせいたします。

平成28年10月1日より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「法令」といいます)の改正により、お取引時の確認の方法が一部変更となります。当行においても、法令の改正により、口座開設等(注)の際に実施させていただいているお取引時の確認の方法が一部変更となりますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(注)口座開設、融資取引の開始、200万円超の現金の受払いをする取引、10万円超の現金による為替取引等が対象となります。

主な変更点

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取り扱いの変更

お客様の氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

2. 外国政府等において重要な公的地位にある方等(外国PEPs)とのお取引に係る確認の追加

お客様が外国政府等において重要な公的地位にある方等(外国PEPs)に該当する場合には、お取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

3. 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更

お取引の際に、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

4. 法人のお客様のお取引のために来店される方の確認方法の変更

来店される方が法人のお客様のためにお取引を行っていることを確認する方法について、「社員証等の提示」及び「役員(当該法人を代表する権利を有している場合を除く)としての登記」による確認が認められなくなるため、その他書面やお電話等の方法により確認させていただきます。

当行はこれからも、さらなる金融商品やサービスの拡充に努力し、真にお客様のお役に立つ「愛される銀行」を目指してまいります。

以上